

京都消費者契約ネットワーク KCCN とは

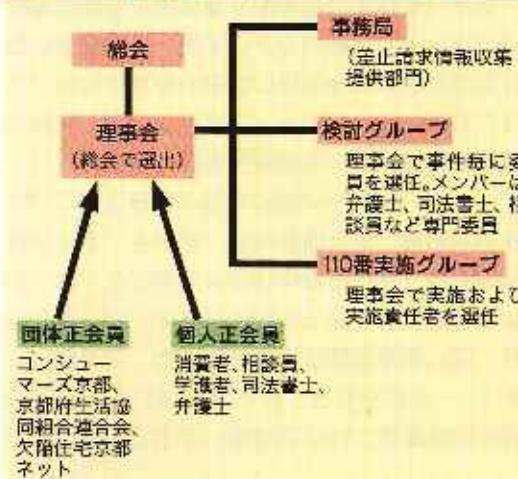
1998年から消費者契約法制定運動をきっかけに、消費者、消費生活相談員、消費者団体構成員、学者、弁護士、司法書士によって結成されました。

消費者契約法制定後は、消費者契約法を生かして、賃貸マンションの敷金保証金問題、英会話学校やコンピューター講座の不当約款の是正、携帯電話に関する約款の是正などの勧告、また、被害救済のため、被害予防のための訴訟を行うことにより、公正な市場の実現を求めて活動してきました。

2002年6月、NPO法人格を取得し、各種消費者問題の調査・研究・救済・支援事業や、事業者に対して不当な契約条項の使用や不当な勧説方法を止めるよう求める活動を月1回の例会を中心に行っています。

2007年12月25日、消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として認定されたことにより、今後は、差止請求関係業務を積極的に行っていきます。

京都消費者契約ネットワークのしくみ



入会申込書		
京都消費者契約ネットワークKCCN 理事長謹		
京都消費者契約ネットワークに		
<input type="checkbox"/> 個人正会員	<input type="checkbox"/> 団体正会員	
<input type="checkbox"/> 個人賛助会員	<input type="checkbox"/> 団体賛助会員	
(いずれかの□をチェックしてください)		
として加入申込みし、次の年会費を申告します。		
個人正会員 1口 3千円×	口=	円
団体正会員 1口 6千円×	口=	円
賛助会員 1口 3千円×	口=	円
年 月 日		
氏名(団体名)		
団体の場合: 指定者氏名 /個人の場合: 所属		
住 所		
電 話		
F A X		
E-mail		

◆上記の入会申込書に必要事項を記入し FAX または E メールにてお送りください。

◆個人情報は KCCN の活動以外には使用いたしません。

会費は次のとあります

- 〈個人〉 入会金1,000円 年会費3,000円 (何口でも可)
- 〈団体〉 入会金2,000円 年会費6,000円 (何口でも可)
- 〈賛助会員〉 個人・団体とも年会費3,000円 (何口でも可)

◆京都消費者契約ネットワーク事務局◆

FAX 075-251-1003 E-mail mail@kccn.jp

※入会には理事長の承認が必要です。

2010年11月作成

特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク KCCN

(内閣総理大臣認定: 適格消費者団体)



〒 604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町 529 番地

ヒロセビル 4階

電話 075-211-5920 FAX 075-251-1003

E-mail mail@kccn.jp

HP <http://www.kccn.jp/>

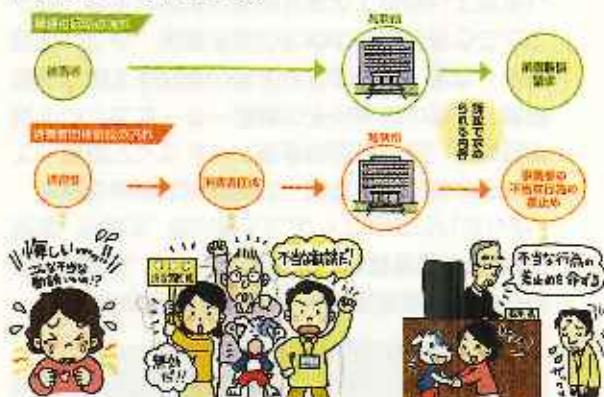
消費者団体訴訟制度とは

消費者契約法が一部改正されて消費者団体訴訟制度が創設され、2007年6月7日からスタートしました。この制度は、内閣総理大臣の認定を受けた「適格消費者団体」が、消費者契約法に違反する事業者の行為に対して、その差止を求める訴訟を起こす権利を認める制度です。その後、特定商取引法、景品表示法違反行為についても差止権限が認められました。

これまで、被害を直接受けた消費者を個別に事後に救済（契約取消など）することはできました。しかし、他の消費者は同種の被害を受ける可能性があり被害の未然防止、拡大防止には限界がありました。また消費者団体が事業者へ改善申し入れをしても、法的裏付けがないため、迅速な改善につなげることが困難でした。消費者団体訴訟制度の導入で不特定多数の消費者の利益が擁護でき、被害拡大を未然に防ぐことができるようになりました。

京都消費者契約ネットワーク（KCCN）は2007年12月25日「適格消費者団体」として認定され、多くの団体訴訟を提起して成果を挙げています（詳細は、「差止請求関係業務」の箇所をごらん下さい）。

今後も、認められた権利を活かして、消費者のためにがんばっていきます。



京都消費者契約ネットワーク（KCCN）は、これまで以下の活動を行ってきました。

◆◆差止請求関係業務◆◆

①マンション賃貸借契約における「定額補修分担金条項」使用差止請求事件

08年3月、全国初の消費者団体訴訟として、京都地裁へ差止訴訟を提起しました。「定額補修分担金条項」とは、リフォーム費用として入居時当初に、従前の敷金相当額程度を賃借人から賃貸人に支払わなければならないというものです。09年9月30日、京都地裁で新規契約についての差止命令がだされ、10年3月26日大阪高裁でも差止命令が維持されました。



②マンション賃貸借契約における「敷引条項」の使用差止請求事件

敷引特約の例としては、「敷金30万円、敷引25万円」「敷金20万円、敷引20万円」など高率の敷引特約が用いられています。08年8月に京都地裁に提訴し、被告事業者は10月の第一回口頭弁論期日で意思表示の停止につき「認諾」しました。

③冠婚葬祭互助会の解約金条項使用差止請求事件

08年京都地裁へ提訴しました。被告企業の解約金条項（1回1500円のコース）によれば、8回目くらいまでの解約では返金はゼロ。以後1回ごとに150円ごとの解約料をとられます。国民生活センターへ情報提供要請を行ったと



ころ多数の苦情があることも判明しました。

④結婚式場の解約金条項使用差止請求事件

結婚式場を解約した場合の解約金条項の使用差止を求める事案です。1年以上前に解約しても10万円程度の解約料を取られた、3ヶ月前で基本料金の70%の解約料を取られるなどの消費者トラブルがあります。解約金条項について、10年3月差止訴訟を京都地裁に提起し、10年7月28日從前の解約金条項を使用しない旨の和解が成立しました。

⑤携帯電話の解約料条項使用差止請求事件

ドコモの「ひとりでも割」「ファミ割」やauの「誰でも割」では、2年の定期契約として基本使用料金を通常より半額とし、その間に同契約を解約する場合は9975円の解約金を徴収しています。MNP（ナンバーポータビリティ制度）で他社へ変更する際に障害となっており、特に2年以降の解約時の違約金は、極めて不当な拘束です。これについて、10年6月両社に対し差止訴訟を提起しました。

◆◆その他の活動◆◆

①消費者問題110番

携帯電話問題や結婚式場の解約金問題など具体的な消費者問題について110番を実施しています。



②消費生活専門相談員養成講座

2009年、2010年、京都府から消費生活専門相談員養成講座を受託し、京都府北部会場と南部会場において同講座を実施しました。この講座受講者から消費生活専門相談員資格試験に合格した方も多数おられます。